## 動物の輸出入検疫速報(平成31年2月分)

(単位:頭、羽)

			(単位:與、羽 <i>)</i>
	用途	輸 入	輸出
	乳用繁殖用	19	-
	肉用繁殖用	-	-
牛	肥育用	1,347	-
	と畜場直行用	ı	I
	その他	-	-
豚	繁殖用	-	-
<b>4.</b>	その他		1
めん羊		30	-
山羊		_	_
その他の偶蹄類		3	1
	繁殖用	-	1
	乗用	37	-
馬	競走用	2	1
My	肥育用	297	-
	と畜場直行用	_	-
	その他	_	_
その他の馬科		-	-
うさぎ		162	1
黑		-	-
うずら		-	-
だちょう		_	_
七面鳥		-	-
あひる		-	-
がちょう		-	_
その他のかも目の鳥類		_	_
きじ		_	_
ほろほろ鳥		-	-
初生ひな(鶏)		14,489	-
初生ひな(その他)		1,271	-
種卵(個)		_	96,040
蜜蜂(群)		_	_
指定検疫物以外の動物(注2)			9,569
_ 犬 猫		321	407
_ 猫		132	158
あらいぐま		_	_
きつね		_	_
スカンク		<del>-</del>	_
サル		497	

## (資料)動物検疫所調べ

- (注)1 解放頭羽数ベースの速報値のため、数値が変更となることがある。 2 家畜伝染病予防法第45条第1項第1号に基づく検査を実施した動物。

<b>五</b> 据	青	砕骨	蹄角	骨腱	蹄角粉	その他の骨	計
骨類	1,750,299	692,816	40,942	8,888	62,684	-	2,555,629
肉類	牛肉	豚肉	めん羊肉	山羊肉	鹿肉	その他の 偶蹄類肉	加熱処理牛肉
	51,103,016	82,396,633	1,915,624	76,154	-	-	117,225
	加熱処理豚肉	加熱処理 その他の偶蹄類	ハム	加熱処理ハム	ソーセージ	加熱処理 ソーセージ	ベーコン
	820,974	-	200,340	7,057	1,163,541	956,195	256,541
	加熱処理ベーコン	馬肉	うさぎ肉	家きん肉	犬肉	非加熱 その他の肉	加熱処理 その他の肉
	10,001	337,607	2,514	42,944,371	-	666,677	2,641,221
	加熱処理家きん肉	加熱処理 その他の家きん					<del>11</del>
	30,939,383	2,355,337					218,910,410
	牛臓器	豚臓器	その他の偶蹄類 の臓器	加熱処理 牛の臓器	加熱処理 豚の臓器	加熱処理その他の偶蹄類の臓器	偶蹄類以外の 臓器
	131,467	24,005	7,775	_	_	_	86,703
nik 00 ácz	消化管等	加熱処理 消化管等	ケーシング	脂肪	非加熱 その他の臓器	加熱処理 その他の臓器	加熱処理 家きん臓器・消化管
臓器類	2,399,493	_	266,404	3,095,714	41	_	202,470
	加熱処理その他 の家きん臓器						計
	_						6,214,071
<b>村口 松石</b>	食用殼付卵	液卵	その他の卵				計
卵類	_	575,377	-				575,377
	牛皮	豚皮	めん羊皮	山羊皮	鹿皮	その他の 偶蹄類の皮	馬皮
皮類	2,478,246	150,701	42,377	73	29,360	_	107,941
及短	うさぎ皮	犬皮	その他の皮				計
	15,031	_	-				2,823,728
	牛毛	豚毛	羊毛	山羊毛	鹿毛	その他の 偶蹄類の毛	馬毛
~ #=	-	3,749	-	3,773	-	4,125	5,423
毛類	うさぎ毛	羽毛	犬毛	その他の毛			計
	-	119,437	-	1,938			138,444
人製品類	チーズ	パター	偶蹄類動物の飼料用乳製品	その他の乳製品			<del>III</del>
L # C I T X I	20,761,055	3,334,490	7,158,990	7,562,152			38,816,686
ール類	血粉	肉粉	肉骨粉	皮粉•羽毛粉			Ħ
:一ル類	169,591	3	-	ı			169,594
その他	精液 (アンプル)	受精卵 (個)	ふん・尿				計
畜産物	68,626	153	_				0
1. > 4	穀物のわら	飼料用の乾草	その他				計
わら類	16,170,760	-	78,230				16,248,990
							総計

## 資料)動物検疫所調べ

- (注) 1. 解放重量ベースの速報値の為、数値が変更となることがある。
  - また、数量については、ことわりのない限り、Kg集計できるもののみを集計している。
  - 2. 携帯品・郵便物として輸入されたものは除く。
  - 3.「家きん肉」は、鶏、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにあひる、がちょう、その他のかも目の鳥類由来の肉、ハム、ソーセージ、ベーコン。
  - 4. 「偶蹄類以外の臓器」には、馬、家きん、うさぎ、犬の臓器を含む。
  - 5.「消化管等」には、消化管、子宮及び膀胱を含む。
  - 6. 「その他の肉、臓器」には、餃子やピザなど肉(臓器)を含む調製品である。
  - 7.「加熱処理牛肉、加熱処理豚肉、加熱処理その他の偶蹄類」、「加熱処理ハム、加熱処理ソーセージ、加熱処理ベーコン」は 農林水産大臣の指定した施設で農林水産大臣の定める基準に従い加熱処理がなされたもの。なお、家きん肉由来のものは含まない。
  - 8. 「加熱処理家きん肉」は、農林水産大臣の指定した施設で農林水産大臣の定める基準に従い加熱処理がされた、鶏、うずら、きじ、だちょ う、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにあひる、がちょうその他のかも目の鳥類由来の肉、ハム、ソーセージ、ベーコンである。
  - 9. その他の畜産物の計に精液、受精卵は含めない。
  - 10. 総計に「その他の畜産物」は含めない。
  - 11. 類別の計は、集計対象が無い場合「O」と記す。

	骨	砕骨	蹄角	骨腱	生骨粉	加熱処理骨粉	蹄角粉
	236	=	7,106	-	-	-	-
骨類	その他の骨						計
	-						7,342
	牛肉	豚肉	めん羊肉	山羊肉	鹿肉	その他の 偶蹄類肉	ハム
	328,108	450,782	-	-	2	-	82
	ソーセージ	ペーコン	馬肉	うさぎ肉	家きん肉	犬肉	その他の肉
肉類	411	107	-	-	1,113,204	-	41,421
							at
							1,934,118
	牛臓器	豚臓器	その他の偶蹄類 の臓器	偶蹄類以外の 臓器	消化管等	ケーシング	脂肪
nik 00 der	_	-	-	436	40,930	-	382
膱器類	非加熱 その他の臓器						計
	- C 42 IP 42 WAY HIS						41,748
	殼付卵	液卵	その他の卵				計
卵類	711,396	2,268	19,263				732,926
	牛皮	豚皮	めん羊皮	山羊皮	鹿皮	その他の 偶蹄類の皮	馬皮
	1,072,158	5,670,537	-	-	-	-	-
皮類	うさぎ皮	犬皮	その他の皮				計
	-	-	-				6,742,695
	牛毛	豚毛	羊毛	山羊毛	鹿毛	その他の 偶蹄類の毛	馬毛
	-	-	-	98	-	-	87
毛類	うさぎ毛	羽毛	犬毛	その他の毛			計
	_	26,773	-	45			27,002
# # # T # # # # # # # # # # # # # # # #	チーズ	バター	偶蹄類動物の飼 料用乳製品	その他の 乳製品			計
乳製品類	671	19	-	62,924			63,614
*==	血粉	肉粉	肉骨粉	皮粉•羽毛粉			計
ミール類	-	-	-	-			0
その他	精液 (アンプル)	受精卵 (個)	ふん・尿				計
畜産物	-	- \   -	0				0
			<u> </u>				総計
						-	9,549,447

## 資料)動物検疫所調べ

- (注) 1. 解放重量ベースの速報値の為、数値が変更となることがある。 また、数量については、ことわりのない限り、Kg集計できるもののみを集計している。
  - 2. 携帯品・郵便物として輸出されたものは除く。
  - 3. 「家きん肉」は、鶏、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにあひる、がちょう、その他のかも目の鳥類由来の肉、ハム、ソーセージ、ベーコン。
  - 4. 「偶蹄類以外の臓器」には、馬、家きん、うさぎ、犬の臓器を含む。
  - 5.「消化管等」には、消化管、子宮及び膀胱を含む。
  - 6. 総計に「その他の畜産物」は含めない。
  - 7. その他の畜産物の計に精液、受精卵は含めない。
  - 8. 類別の計は、集計対象が無い場合「O」と記す。